

栗原市 ビジネスチャレンジ サポート事業

栗原市内で新たに開業する小規模事業者に対して、
店舗の改修・設備費用や賃借料の一部を補助します。

◆対象となる方

- 新たに店舗等を開業する小規模事業者であること。（市内に既にある店舗の移転は対象外になります）
- 商工会の会員、または会員となることが確実であること。
- 市税等を滞納していないこと。
- 週5日以上営業または活動すること。
- 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律の規定による許可又は届出が必要な事業を行っていないこと。
- 新規出店に関し、他の補助金を受けていないこと。
- これまでに同補助金の交付を受けていないこと。
- 次の要件をすべて満たしていること。

暴力団関係者でないこと、宗教活動・政治活動ではないこと、店舗所有者・管理者その他当該店舗に関して権限を有する者と親族ではないこと、清算・破産または更生・再生手続開始の申し立てがなされてないこと。

◆補助メニュー

《店舗改修・設備導入／店舗等賃借料補助》

対象経費	内容	補助率	補助額
改修・設備導入費用	開業前に実施する店舗等の改修・設備導入に係る費用	補助対象経費の1/2以内の額 ※千円未満切り捨て	上限50万円 ※市内事業者に依頼して改修等を実施した場合は、金額に応じて最大10万円加算 ※開業年度のみ対象
店舗等賃借料	店舗等の借用に係る賃借料		1ヶ月あたり限度額：4万円 ※開業より最大12ヶ月間

※改修・設備導入費用の補助は、申請時点で実施前のものに限ります。

※開業1ヶ月前までに申請ください。

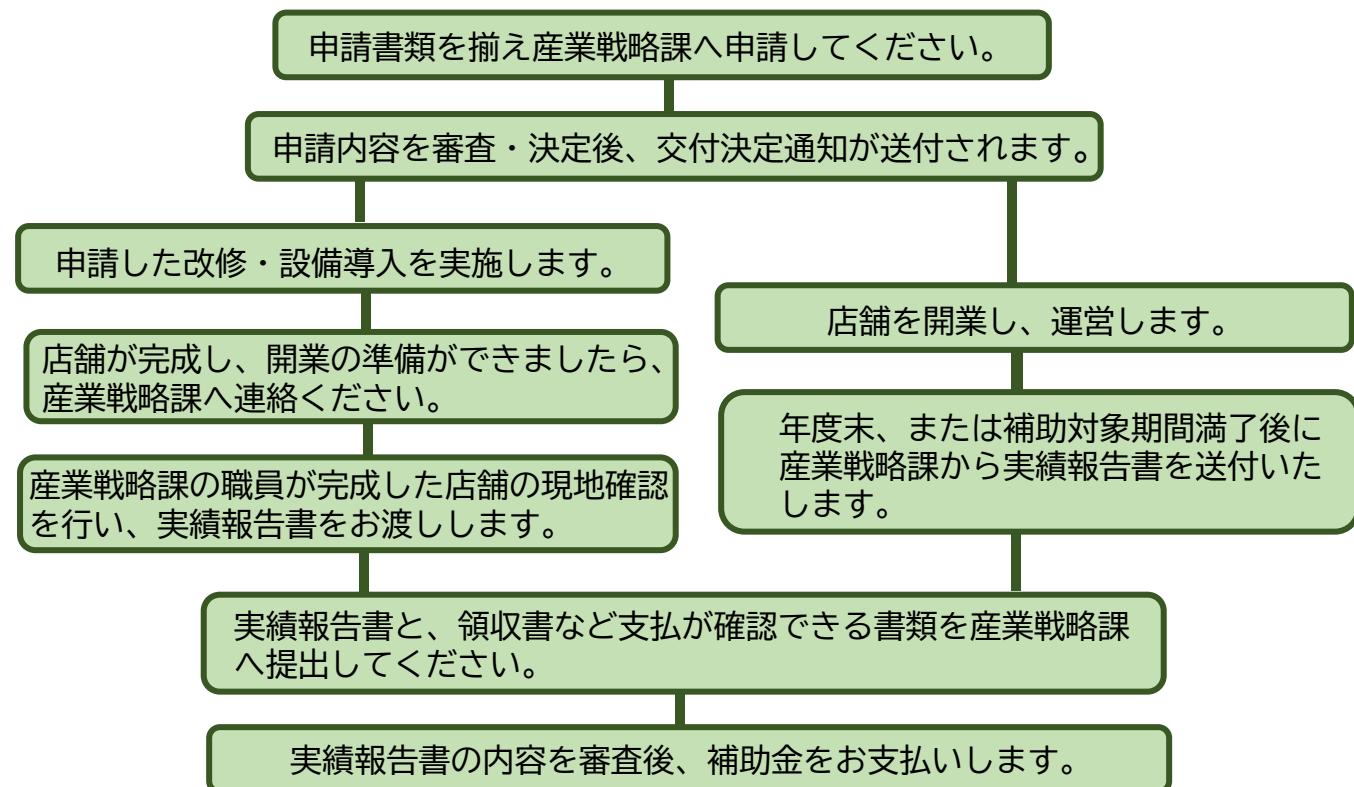
《研修参加費補助》

店舗改修・設備導入／店舗等賃借料補助の交付決定を受けた方が対象になります。

対象経費	内容	補助率	補助額
研修参加費 (受講料、交通費、教材費等)	店舗改修・設備導入／店舗等賃借料補助の交付決定を受けた日から1年以内に参加した研修等	補助対象経費の2/3以内の額	上限20万円

※資格取得のための経費は補助の対象となりません。

◆補助金の申請から支給までの流れ（店舗改修・設備導入／店舗賃借料補助）



※店舗等賃借料補助は開業した月から12カ月経過するまでに支払った賃借料が補助対象経費となります。補助対象期間が年度をまたぐ場合には、年度ごとに申請・実績報告が必要となります。

◆申請に必要な書類

《店舗改修・設備導入／店舗等賃借料補助共通》

- 申請書等（様式第1号、2号、3号、4号、5号）
- 法人の場合は「履歴事項全部証明書」の写し、個人の場合は「住民票」の写し
- 市税に未納がないことを証する書類
- 商工会に加入したことが分かる書類の写し

《店舗改修・設備導入補助》

- 改修・設備導入の見積書
- 改修・設備導入前の写真及び図面

《店舗等賃借料補助》

- 賃貸借契約書の写し

《研修参加費補助》

- 研修等を受講したことが分かる書類の写し（受講証明書など）
- 受講料、交通費、教材等を支払ったことが分かる書類（領収書など）

問い合わせ先

栗原市商工観光部 産業戦略課

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

電話番号：0228-22-1220 FAX：0228-22-0315